

法令遵守規程



株式会社 レアジャパン

法令遵守規程

第1条（目的及び適用範囲）

この規定は、株式会社レアジャパン（以下「会社」という。）における障害児通所支援施設を運営する事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

第2条（基本方針）

会社が行う事業を適正に行うために、以下を基本方針とする。

- 1.事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- 2.法令遵守のために必要な組織体制を整備する。
- 3.法令遵守責任者は、社長の命を受け、障害児通所支援施設の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

第3条（法令遵守責任者）

法令遵守責任者を会社に1名配置するものとする。

- 1.前項の法令遵守責任者は、社長が選任するものとする。

第4条（法人組織体制の整備）

会社の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙に定めるものとする。

- 1.会社の最高責任者を社長とする。
- 2.会社の各事業の責任者は、障害児通所支援施設等の管理者とする。

第5条（法令遵守責任者の業務）

- 1.法令遵守責任者は、会社の事業が法令遵守により遂行されるよう、会社の取締役と連携し、以下の業務を行うものとする。

①法人及び事業の組織体制に関する提案

②法令遵守に関する本規程の制定及び改定

- 2.法令遵守責任者は、必要に応じて社内の会議に出席し、会社の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

第6条（相談窓口の仕組）

社内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- 1.受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- 2.通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。
- 3.会社は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わないこと。
- 4.会社は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとして、プライバシーは遵守される。
- 5.虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってならない。

第7条（職員の責務）

職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

- 1.職員は、自らも専門職としての職務倫理を身につけ、また子ども・子育て支援法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
- 2.職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上位職又は障害児通所支援施設管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

第8条（教育及び研修）

障害児通所支援施設管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

第9条（処分）

法令違反する行為を行った職員は、懲戒その他処分されるものとする。

第10条（規程の改定）

本規程の改定を行った場合は、速やかに関係行政機関に提出するものとする。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。